

令和8年度 社会福祉法人足利市社会福祉協議会職員採用試験案内

社会福祉法人足利市社会福祉協議会の職員採用試験を次のとおり行います。



1 職種、採用予定人数等

職 種	採用 予定人数	受験資格		配属場所
		年齢要件	その他	
言語聴覚士	若干名	昭和57年4月2日 以降に生まれた方	言語聴覚士資格を有している、又は令和9年3月末までに資格取得見込みの方	こども発達 支援センター

(1) 配属場所

●こども発達支援センター：

ぽけっとクラブあしかが 足利市東砂原後町 1072 番地 (Tel…0284-44-7288)

ぱれっとクラブあしかが 足利市相生町 1 番地 1 (Tel…0284-22-7277)

(2) 次のいずれかに該当する方は受験できません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

2 試験の日時、場所、合格発表

区分	日時・場所	合格発表
第1次	令和8年11月29日(日) 受付：午前8時30分～午前8時45分 会場：足利市総合福祉センター	令和8年12月4日(金) ・本会ホームページに掲示 ・合格者にのみ通知
第2次	令和8年12月13日(日) ※時間等の詳細は、第1次試験合格者に通知します。 会場：足利市総合福祉センター	令和8年12月18日(金) ・本会ホームページに掲示 ・合格者にのみ通知

- 台風・地震などの非常時のお知らせや試験当日の注意事項がある場合は、本会ホームページにてお知らせしますので、ご確認ください。

3 試験内容

区分	科 目	内 容
第1次	作 文	職員として必要な見識、表現力、独創性等をみる記述試験 (800字程度・60分)
	1次面接	主として人柄をみるための個人面接試験
	座談会	本会職員との意見交換会
第2次	2次面接	主として人柄をみるための個人面接試験

4 申込手続・受付等

受付期間	令和8年10月19日（月）～ 令和8年11月20日（金）
申込方法等	ア 持参の場合 ・申込受付時間…午前9時00分から午後4時30分まで ※土日祝日は受付できません。 ・受験者本人がお越しください。 イ 郵送の場合（日本郵便による信書の送達をお願いします。メール便不可） ・令和8年11月20日（金）午後4時30分までに必着 ・封書の表面に「採用試験申込書在中」と朱書きしてください。 ウ 申込・郵送先及び問合せ先 〒326-0064 栃木県足利市東砂原後町 1072 番地 足利市総合福祉センター内 社会福祉法人 足利市社会福祉協議会 総務課 TEL 0284-44-0322 （問合せ時間は、申込受付時間と同様）

5 申込書類

申込に必要な書類は次のとおりです。書類に不備がある場合は受付できません。

- ア 採用試験申込書（本会指定のもの）
本会に取りに来ていただくか、本会ホームページからダウンロードしてください。
- イ 言語聴覚士の資格証の写し（資格を有している方のみ）
- ウ 資格取得見込証明証（資格を有していない方のみ）
- エ 受験票用顔写真1枚（採用試験申込書に貼付した写真と同一のもの）
- オ 郵送で申込をする場合は、返信用封筒（受験者の住所氏名を記載し、110円切手を貼付）1枚 *申込書を受理後、受験票を交付（郵送）します。



6 試験会場

社会福祉法人足利市社会福祉協議会

住所：栃木県足利市東砂原後町 1072 番地 足利市総合福祉センター

7 勤務条件

区 分	内 容
初 任 給	職員の初任給は、「社会福祉法人足利市社会福祉協議会職員給与規程」が適用され、学歴や採用前の職歴に応じて決定します。 《例》大 卒／採用時22歳 234,624 円（地域手当4%含む）
諸 手 当	期末・勤勉手当、通勤手当、扶養手当、地域手当、住居手当 があります。
退 職 金	退職金制度があります。
社 会 保 険	健康保険及び厚生年金保険、雇用保険に加入します。
福 利 厚 生	定期健康診断 勤労者福祉共済会加入 等があります。
勤 務 時 間	1日7時間45分勤務
休 日	週休日（土曜日及び日曜日） 祝日・年末年始の休日・年次有給休暇（1年度につき20日） その他、有給休暇として、夏季休暇・病気休暇・慶弔休暇 等があります。
そ の 他	採用後6か月間は、試用期間となります。

●令和8年4月1日現在の本会就業規則に基づいた内容です。

8 採用期日

- 最終合格者の採用期日は、令和9年4月1日です。ただし、資格取得見込みの方で所定の期日までに資格を取得できない場合は、採用される資格を失います。
- 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務に従事する職員については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめご了承ください。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

9 試験結果の簡易開示

試験結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを証明できるもの（受験票、運転免許証など顔写真の付いたもの）をお持ちのうえ、総務課までお越しください。電話による開示請求はできません。

試験	開示請求できる人	開示する内容	開示の期間及び場所
第1次試験	不合格者	総合得点及び順位	・それぞれの合格発表の日から1週間以内 ・総務課（足利市総合福祉センター1階） ・平日 午前9時00分～午後4時30分
第2次試験	不合格者	総合得点及び順位	

10 その他

- 試験当日は、受験票、筆記用具を持参してください。
- 選考に係る応募関係書類は返却しません。

案内図

